

東洋史研究

第四十一卷 第一號 昭和五十七年六月發行

「郷里」の論理

——六朝貴族社會のイデオロギー——

中 村 圭 爾

は し が き

一 同郷の關係とその本質

二 「郷里」の世界

三 「郷里」の論理の意義

むすびにかえて

は し が き

1
六朝貴族制は、岡崎文夫氏以來もつともすぐれた研究にめぐまれ、しかしなお許多の課題をのこす問題として研究者のまえに屹立している。近來とりわけ焦點となつてゐるのは、いささか圖式化してゐれば、顯著に官僚的形態をとる六朝貴族において、その顯著な官僚的形態がはたして貴族制における本質なのか、それとも單なる現象的形態にすぎないのかという問題である。⁽¹⁾そしていま、この問題についてひとつのたしかな潮流となりつつあるのは、たとえば谷川道雄氏の「貴

族を貴族たらしめるものは、本源的には王朝内部にはなくて、その外側にある」ということばに象徴されるような、貴族の本源の契機を王朝の外側、つまり郷黨社會におき、それゆえかれらは王朝權力の存在を前提とせず、それ自身として支配層でありうるような存在であるとみる理解である。⁽²⁾ 川勝義雄氏の郷論を基軸にすえた研究、堀敏一氏の九品中正制と當時の郷黨社會とのあいだに構造的對應をみ、それによって貴族制を規定しようとする研究などは、この潮流につながる代表的なものといえる。かかる視點よりする貴族制への接近は、きわだって官僚制的體制をもつ前近代中國史總體のなかで、なにゆえ六朝期のみが官僚制的でありつつもさらになお貴族制と表現されうるような政治的社會的構造をもつにいたったかという疑問、いふなれば貴族制の歴史的 성격の解明にむけてゆたかな展望をひらくものとおもわれる。しかしながら、かような視點を發展させるために深化しなければならない論點はなおすくないのである。

貴族を貴族たらしめる本源の契機がそこにあるという王朝の外側とは郷黨社會のことである。その郷黨社會がいかなるかたちで貴族を貴族たらしめるのか。川勝氏は郷黨社會の輿論である郷論をその重要な基軸にとらえ、氏のことばである「郷論環節の重層構造」なる方法によって貴族制成立の過程を構想し、堀氏は郷黨社會の決定する郷品が官人の政治的地位を決定するという九品中正制度の機構原理そのものに貴族の存在の根源をみようとする。⁽⁵⁾ むしろこの兩者の見解はその視角も方法も異なるが、ともに貴族制の成立における貴族と郷黨社會の關係のありかたとしてはもともと本質的な部分に肉迫したものとみとめうる。しかしながら、貴族制の維持・存續へと問題をうつせば、それだけではなおとらえきれぬものがあることもまたたしかである。なぜならば、貴族制の展開過程においてしばしば注目されるのは官僚的形態をとる貴族にとっての必然である郷黨社會よりの遊離、あるいは郷黨との關係の稀薄化という問題であり、一方でまたあるべき機構原理をうしなうて硬直化した九品中正制の官人登用の實態の問題であって、それらはいずれも貴族とその存在の根源であるはずの郷黨社會との乖離・分裂を意味しているのである。かかる局面にたちいたったときの貴族と郷黨社會との關係をも視野にいれてこそ、はじめて貴族と郷黨社會との關係という視角からする貴族制の分析が完結に一歩ちかづくといえ

るであろう。いふなれば貴族を貴族たらしめるのみでなく、貴族たらしめつつけるようなより普遍性をもった貴族と郷黨社會の關係の摸索こそがいまもっともとめられている課題なのである。

ところで、貴族と郷黨社會の關係が言及されるばあい、その郷黨社會はつねに現實的世界としてとらえられてきた。たとえば、土地所有關係や豪族と小農民の關係、あるいはそれを包攝するかたちでとかれるいわゆる豪族共同體などといった村落社會構造の六朝的ありかたが右のような研究視角の基底にあることはいうまでもないし、それゆえにこそ貴族制の歴史的 성격の追求が可能なのである。⁽⁶⁾しかしながら、この現實の郷黨社會と貴族とを對置し、その關係を追求する方法には一定の限界があるようにおもわれる。なぜならば、貴族制成立の初發においては、たしかに貴族は現實の郷黨社會との具體的な關係のなかから生まれるにしても、その展開過程において官僚的形態をとることの必然から郷黨社會よりの遊離をはじめると、貴族と郷黨社會との關係がきわめて抽象化されたものになるのみならず、抽象的な關係でかわる郷黨社會そのものが貴族にとってまったく現實の意味を喪失したものにほかならなくなる。それは、江南に僑居してもなお舊貫を標榜しつづける南朝貴族における郷黨社會との關係にもっとも典型的にみられる。にもかかわらず貴族が依然として郷黨社會に固執するとすれば、それは貴族が郷黨社會に現實的關係をこえた意味をみだしているからであるとしか理解できなない。そしてそのような意味とは觀念的・意識的なもの以外にはありえない。さればこそ、現實の郷黨社會のさらになたに考察の射程をのぼすことがもとめられるのである。

本稿の目的は、貴族と郷黨社會との關係を基軸にして六朝貴族制の本質にせまることにある。ただし、とりわけ重視したいのはその關係の意識的・觀念的側面であり、究極には六朝貴族制を成立・維持せしめている本源の契機をいわば全社會的な觀念形態からさぐってみようとする意圖をもつところみである。

一 同郷の關係とその本質

「郷里」なるものが六朝人の諸行爲におよぼした影響、もしくは規制力のはかりしれぬほど大なるものがある。このことをいくつかの典型的な事例によつて檢證することから論をはじめたい。

いったい、郷貫をおなじくするものにたいして一種特別な親近の情をいだくことは今日なおしばしば體驗するところであるが、六朝人にとっては、それは單なる親近の情にとどまらぬ深刻な意味をもつものであったかのようにおもわれる。

宋の前廢帝のとき、のちの明帝劉彧は帝の猜疑をうけ、誅殺をおそれるあまり數人とはかつて帝の殺害をくだてた。たまたま帝は南巡しようとし、その夕は腹心たちに殿外へでて準備することをゆるし、帝の幸所であつた華林閣には隊主樊僧整なるものだけが宿衛にあたつていた。ところがこの樊は明帝の側近柳光世の郷人であつたので柳がもとめると即刻その差配のもとにはいり、そのため前廢帝謀殺はやすやすと成功した。

庾華と樂藹はともに荊州の名族の出で、しのぎをけずるあいだであつたが、梁武帝が即位すると、樂藹も梁武創業に功あつて御史中丞にのぼつたのに對し、庾華はようやく會稽行事をえたにすぎなかつた。それを庾華ははなはだ恥辱としていたが、たまたま職務に微譴があり、梁武は樂藹が庾華の郷人であるゆゑ、樂をつかわして庾を誨訓したので庾は憤怒し發病して死んでしまつた。

〔梁書〕卷五十三良吏庾華傳

絳蜀賊陳雙熾らが汾曲に聚結したので、詔して薛脩義を大都督とし、行臺長孫稚とともにこれを討伐させた。薛脩義は陳雙熾がかれの郷人であるので、賊の堡壘のもとへ氣輕におもむき、利害をさとしたところ、陳雙熾たちは降伏した。〔北齊書〕卷二十薛脩義傳

西晉末の混亂の際のこと、塢主張平は豫州刺史と自稱し、樊雅は譙郡太守と號し、それぞれその居城により、衆數千人を擁する勢力となつていた。このときまだ丞相であつたのちの元帝は、かれらを支配下におさめようとしたが、桓宣が信望あつく、また張平・樊雅と州里をおなじくするので、かれを丞相府參軍として張・樊のもとへおもむかせたところ、張・樊はその軍主簿を派遣し桓宣に隨行させて丞相府の節度をうけるようになった。

〔晉書〕卷八十一桓宣傳

宋末、劉懷珍は豫州刺史として北邊の重鎮であつた。かれと親交のあつた蕭道成は政權を掌握すると劉の官職をのぼすために徴して都官尙書・領前軍將軍とし、かわりに蕭の第四子を派遣して豫州刺史となそうとした。ところが、この時代のつねとして劉は簡単にその地位をはなれようとはすまいという疑念をもつものがあらわれ、第四子が出發したのもその疑惑の聲がやまなかつた。そこで蕭は軍主房靈民をつかわして第四子をおわせたが、房にむかつてつぎのようにのべた。劉が命令にしたがわないだろうという者がいる。しかし私はかならずそうではないとおもう。卿おまへはかれの郷里きやうりであるゆえ、かれのもとへゆかせる。これは新任者をまもるためだけでなく、舊任者をむかえるためのものでもある、と。

〔『南齊書』卷二十七劉懷珍傳〕

いささか繁雜な引用となつたが、それすらもあまたある同様な事例のいわば九牛の一毛にすぎぬことにまず留意をうながしたい。⁽⁸⁾それは特異であるがゆえに記録にのこされた現象ではなくて、おそらく六朝においてはほとんど普遍的な現象であつたと理解してよいであらう。これらの現象には今日ひとがなおしたしく體驗するところの、いわゆる同郷の誼という普遍的な感情によつて理解できる部分がないでもない。そこには、同郷ゆえに顔見知りであるとか、したしく風評をきくとかといったかたちでの親近・信頼、あるいは連帶の感情があるとみなしても何ら不自然ではない。

しかしながら、だからといってこの現象を超歴史的・普遍的な同郷意識のなかなべて解消しすることはできない。なぜならば、右の事例に顯著にみられるように、この同郷という條件は、ほとんど極限にちかい状況におかれた人間の命運・生死すら決定しかねない重大な選擇に關與し、それを左右しうるだけの現實的力をもつものであつたといえるからである。すなわち、右のような諸場面において、同郷であるということは當事者たちの意識と行動を嚴格に規定する動機として機能しているともみるべきであり、そうであれば、そこには同郷であるがゆえの親近感・連帶感をはるかにこえたきわめて歴史的な意識と、そこからうまれる歴史的な人間間の紐帶、いわば同郷的結合どうきやうてきけつごう、ともいふべき關係が存在していることが推測できるのである。そして、この同郷的結合という人間間の紐帶が右のような現象を實現した基本的契機であつたといひうるであらう。

しかしながら、同郷的結合の意義はけつしてここにとどまるものではない。問題をより明確にするために、それを政治的體制との對比のなかでみてみよう。なぜなら、政治的體制においては、理念として皇帝に收斂する秩序原理が貫徹し、すべての人間間の関係がこの原理に規定されており、右のような同郷的結合とは異質な関係が存在していることが豫測されるからである。

三國時代、魏の明帝の世、帝の失政は眼にあまるものがあつた。そこで、魏の帝室とおなじ沛出身の太子舍人張茂は死をかけて失政を揚言し、切諫した。ところが帝は上書をみるや、左右に、張茂は郷里であることを持んでいるゆえ（張茂恃郷里故也）かくなしうるのだというだけであつた。

（『三國志』卷三魏書明帝紀青龍三年條注引『魏略』）

三國時代の吳。關羽の背後をついた呂蒙の作戰が奏功し、呂蒙軍は南郡に入城した。軍内に令して、城中では民家をおかし略奪することを禁じたが、呂蒙の麾下の武士で、呂と同郷の汝南の人物が、民家の笠ひとつをとり、鎧をおおつた。呂は軍令をおかしたとし、同郷という理由で法をないがしろにすることはできぬ（不可以郷里故而廢法）と涙をながして斬罪に處した。軍中はふるえあがり、道におちたものをひろうものさえなかつた。

（『三國志』卷五十四吳書呂蒙傳）

西晉末の陳敏の亂のおりのこと、荊州刺史劉弘は陶侃を江夏太守とし、鷹揚將軍をくわえた。やがて陳敏はその弟恢を派遣し、武昌に侵攻させたので、陶侃も軍をだし、防禦にあたつた。ときに隨郡内史扈瓊なるものが陶侃と劉弘を仲たがいさせようとして劉弘にいうには、陶侃と陳敏には郷里の舊がある（有郷里之舊）。陶侃は大郡に鎮し、強兵を擁しているが、もしふたごころあれば荊州の東門たるべき江夏はうしなわれよう、と。劉弘がいう、陶侃の忠義と能力はむかしから知っている。まさかそんなことがあるはずはない。陶侃はひそかにこれを聞くや、即刻實子の洪と兄の子臻を人質として劉弘のもとに派遣した。

（『晉書』卷六十六陶侃傳）

この三話、あらためて解説の要もないとおもわれるが、いますこし、その意味をのべておこう。張茂のばあい、かれの死を賭した諫言を明帝は死を賭したものとはみず、かえつて、曹魏帝室と同郷のゆえのもの、したがって逆鱗にふれての誅死などありえぬという計算のうえでのものとみた。あるいはそれは明帝だけでなく、張茂自身にもある意識だったかもしれない。ともあれ、これは同郷の關係が皇帝の絶對的意志の實現すら規制するようなものとしてあつたということをし

めしている。呂蒙のばあいは、「不可以郷里故而廢法」というくだりがすべてを象徴している。「軍中震慄、道不拾遺」という状態が出現したということからみて、この處斷が當時としては異例に屬することであり、現實には往往にして同郷であるというだけで罪科が輕減され、刑罰の執行が猶豫されていたであろうことが容易に推測できる。とすれば、同郷とは法の貫徹すら阻止しうるだけの力をもつ意識・論理としてあったといわざるをえない⁽⁹⁾。また陶侃のばあい、かれは反亂者陳敏と同郷であるというだけでその反亂に加擔するのではないかと疑われているのであり、しかもその疑念が當時おおいにありうることとされていたらしいことは、その後の陶侃の急な入質という行爲によって示唆されている。それは究極的には同郷の關係が強力な社會的規範として機能し、君臣關係を否定・超越する契機をうちにはらむものとしてあったということをしめしているといえよう。かくて、同郷的結合は政治的體制における秩序原理、すなわち法・君臣關係などとは決定的に背反・矛盾するものであったことがあきらかとなる。

ところで、この同郷的結合と君臣關係との矛盾をさらに明確にしめす事例がほかにもある。それは、官人任用における場ではしばみられる。

三國の蜀、趙雲は夏侯惇と交戦し、夏侯蘭をいけどつたが、夏侯蘭は趙雲の郷里の人で幼いときよりの知合いであつたうえ、法律に曉通していたので、先主に言上して命をたすけ、軍正とした。しかし、以後趙雲はかれに近づかなかつた。趙雲の慎重なことはこのようなものであつた。

〔三國志〕卷三十六蜀書趙雲傳注引『雲別傳』

魏の世、許允は吏部郎となつたが、その郷里のものを任用すること多く、明帝は虎賁をつかわして許允を逮捕した。ところが、しらべてみると許允が任用したのはみな適任者であつたので、かれはようやく釋放された。

〔藝文類聚〕卷四十八職官部引『郭子』

晉の世、杜錫が吏部郎に補任されたとき、かれは郷曲のものを一人として任用しようとはしなかつた。

〔太平御覽〕卷二百十六職官部引『晉書』⁽¹⁰⁾

東魏のとき、高慎は御史中尉となり、御史を選用了。しかしそのほとんどが親戚や郷閭のもので朝廷の望みにそぐわなかつた

め、のちの北齊文襄帝高澄は上奏して改選させた。

〔北齊書〕卷二十一高乾傳附弟慎傳〕

これらに共通するのは、血縁関係と同郷関係にある人物を任用することが非難や處罰に値する行爲であり、逆にそれを排除することが官僚としてのあるべき姿勢であつたという點である（杜錫のばあいには美談とみるべきであらう）。いったい、官吏登用においては、皇帝支配における公なる理念からいっても、人事の公正なることがもとめられるのは當然である。しかるに人事擔當官僚が親族と同郷者を優先的に登用するとなれば人事ははなはだしく公正をかき、偏向したものとならざるをえなくなる。それゆえそのような人事が非難されるのはまったく當然のことであるといえる。が、はたしてそれだけであらうか。そもそも、親族・同郷の優先が公正をかき、皇帝からみてあるべからざることになるのはなぜか。畢竟、これは官僚體制における秩序理念の葛藤の問題として理解すべきこととおもわれる。すなわち、皇帝支配のための機構としての官僚制がもっとも有効に機能するためには、皇帝がその支配力を官僚集團のなかの個個にまで貫徹し、皇帝ととりむすぶ君臣関係が官僚の意識・行爲にとって唯一絶対の規範かつ論理たらしめることが必須である。したがって、このあるべき君臣関係を否定する契機をはらむ要素は必然的に排除しなければならない。血縁と同郷の関係は實はそのような契機をもつものとしてあつたのではないか。

南齊のときのことである。王儉が宰相となると、孔暹なるものがその執政に參畫したことがある。孔暹はつねに人事のことになるとすこぶる郷曲の情をうしなうのであつた。それをみて王儉が從容として上言する、臣に孔暹がありますのは、陛下に臣があるのとおなじでございます、と。

〔南齊書〕卷三十四虞玩之傳〕

ここにいう「頗失郷曲情」という官吏任用は具體的には同郷者を顧慮しない任用のしかたであるとみてよいが、それなら同郷関係を無視した官吏任用が郷黨において物議をかもしかねないものであつたこと、さりながらかような任用が臣下としてとるべき方法であつたことが王儉の一言にうかがわれるであらう。すなわち、官吏任用という局面にあって、同郷の關係の重視は單に不公正であるのみならず、皇帝を頂點とする君臣關係に背反し、さらにそれを否定するものであつ

たということになる。

このようにみえてくると、同郷の關係の本質が次第に鮮明になってくるようにおもえる。つまりそれは法、君臣關係、官僚社會における秩序などという政治的秩序原理と本質的に矛盾・對立し、さらにはそれを超克しさえせんとする關係としてあつた。この意味で、それはまさに私的・社會的關係としてあつたといふ。ときにそれが血縁關係と等置されることがあるのも、本質的に非政治的、すなわち社會的關係であることを明瞭にしめすものである。⁽¹⁾

ところで、ひるがえって考えてみるに、いままであげた例のほとんどは、同郷であることがある行爲を必然化するというものであつたが、その因果關係の內的構造は單一ではないようにおもわれる。同郷であればおのずからある行爲を結果するということのほかに、同郷であればその行爲が必然的であるという當事者たちの意識、あるいは同郷であればこそその行爲が必然化されねばならぬという當事者たちの意識のもとにある行爲がなされるといふ内容がそこにあるとみるべきであらう。むしろ後二者のように理解するほうが同郷的結合の本質をついていけるといえる。さきに同郷的結合を動機あるいは社會的規範と表現したのはその意味であつたのである。

このような理解が失當でないとすれば、つぎには必然的に以下にのべるような問題がうまれよう。それを共有するだけで人間間に特別な關係をうみ、行爲をなさしめる郷里とはなにか、郷里を共有することがなぜそのような關係をうみ、意識を形成するのか、またその同郷の關係がなにゆえに非政治的關係であり、政治的秩序克服の契機をもちうるのか。この疑問をとくためには、郷里の本質を追求せねばならない。

二 「郷里」の世界

郷里の第一義は、ふるさとであり、出身地である。そしてまた、それはほとんどのひとびとの日常生活の場であり、再生産の母胎でもある村落社會のことであつた。この村落社會としての郷里の六朝期における歴史的構造については、今日

ほぼつぎのような説明がなされるのが普通である。漢以來の郷里は共同體的性格をもつ村落社會——いわゆる里共同體——であったが、やがてその内部に豪族・大土地所有者が出現してその勢力を増大させ、かくて郷里はかかる豪族・大土地所有者の主導・支配する村落社會へと變貌した、と。六朝期の郷里について考察するときには、まずかような村落社會の歴史的構造のさらなる分析が必要であらう。しかしながら、本節の考察でそれ以上に力點をおきたいのは、郷里なるものがいかなるものと觀念されていたのか、いかなる意識上の世界としてあったのかという問題である。なぜなら、いままでみた郷里は人間間の結合紐帶として、あるいは意識や行爲の規範として理解すべきものであったが、それらは社會の現實的構造よりもはるかに直接に觀念形態と關連するとおもわれるからである。

郷里とはどの程度の空間をいうのか、それを郷人・郷里・州里などということばで表現されるばあいについて檢證してみよう。前節であげた例からいえば、魏明帝と張茂はともに沛の人、呂蒙とその麾下の士もともに汝南の人であつて同郡であり、陳敏と陶侃は陳敏が廬江の人、陶侃が鄱陽の人で廬江尋陽に徙居しているから、現住地でいえば同郡、本貫でいえば他郡のものとなる。庾華と樂藹はそれぞれ新野と南陽清陽の人、劉懷珍と房靈民はそれぞれ平原と清河の人であり、郡を異にするものが同郷とされている。それ以外の例をみると、同郡同縣のばあい、同郡で縣を異にするばあい、さらに郡縣ともに異にするばあいなどさまざまである。つまり、同縣、同郡、近郷郡の出身者が同郷とされるのである。そして、おそらく同郡内では出身縣が同一であると同郷であるが、出身縣が異なるともはや同郷でなく、郡をこえるところでは同郡出身者であれば同郷、あるいは近郷郡でも同郷とみなされるというように同郷にも多様な水準があつたものとおもわれる。してみると、同郷、すなわち郷里をおなじうするというときの郷里とは固定的なものではなく、いくつかの水準とそれに對應した範圍をもつものであることがあきらかとなる。郷里とは、行政區畫としての里・郷はもとより、縣あるいは郡をもこえる範圍をあるばあいにはもちうるのである。換言すれば、郷里とは限定された現實のある地理的空間であるとともに、そこに包攝されたものたちが同郷と意識し、あるいはそうみなされるようなより漠然としたかたちで設定さ

れる範圍でもあるということが出来る。そして、後者のばあい、それは多分に觀念的な範圍といえよう。したがって、同郷といふばあい、日常生活の場である里や郷を共有するという水準から、當時の人びとにとって同郷とみなしうる範圍を共有するという水準まで、多様な段階があることに留意しておく必要がある。このような意味での、つまり現實の村落としての郷・里ではなく、當時の人びとの觀念のなかで設定される、いくつかの段階をもつ範圍としての郷里を、「郷里」と表現することにしよう。そして、ほとんどのばあい、いままでのべてきた同郷とは、郷・里がおなじであるということではなくて、「郷里」がおなじであるという意味であることはやはりうまでもなからう。

ところで、この「郷里」とはいかなる世界であつたのであろうか。その空間の範圍よりも内部構造に眼をむけてみよう。さききのべたように「郷里」を共有する人間のあいだには特別の關係がうまれていた。その關係はそれをむすぶ特定のふたりの人間のあいだにのみ發生するのではなく、おそらくある「郷里」のなかに存在するあらゆる人間のあいだにとりむすばれ、その存在のありかたを規定する普遍的關係であつたとおもわれる。獨特の信賴感や仲間意識だけではなく、あらゆる他の關係に優越する關係が普遍的であり、かつそのような關係をたがいにとりむすび、あるいはとりむすぶべきだとする人びと——價值觀の共有者——によって構成された世界、それが「郷里」であつた。この意味では、それは意識上の共同世界とでもなづくべきものである。と同時に、そのような關係の本質が非政治的、私的であつたということよりすれば、それはまさに非政治的、私的世界であつたといふところ。

ところで、この「郷里」の内部秩序について、つぎのような興味ぶかいいくつかの逸話がある。

晉の宣王司馬懿は常林が郷邑（河内溫）の耆徳なので、つねにかれにむかつて拜禮をする。あるものが常林にむかつて、司馬公はたつとい身分なのだから、君はそれをやめさせるがよろしかろうといったところ、常林がこたえるには、司馬公は長幼の序をたつとび、後生たちの模範としようとしているのだ。位の高いのは畏れないし、拜禮は私がとやかういうことではない、と。

（『三國志』卷二十三魏書常林傳）

桓範と曹眞とはともに沛郡の出であるが、桓範は官位が曹眞より下位であった。この時、曹眞の子曹爽が政治を補佐していたが、桓範が郷里の老宿なので九卿中とくにかれをうやまつた。しかし、はなはだしたしくするというのではなかった。

〔『三國志』卷九魏書曹爽傳注引『魏略』〕

晉文帝司馬昭は山濤が郷閭の宿望なので、太子司馬炎に命じて拜禮させた。

〔『晉書』卷四十三山濤傳〕

梁の世、曹景宗は人となり傲然たるところが、公卿といえども推揖することがなかったが、ただ韋叡だけは年長のうえ、州里の勝流なので、かれをうやまいおもんじて、宴席につらなくても腰をひくくし謙遜の態をとつたので、梁武帝はこれをよみした。

〔『梁書』卷九曹景宗傳〕

これらに共通するのは、「郷里」を共有する人びとの間で耆徳・老宿・宿望・年長などと表現される要素が拜・敬などといういわば禮制的な行爲の動機となっている點、およびその行爲が官位で表現される政治的秩序に逆轉したかたちでなされている點である。これは「郷里」がかかる禮制的行爲の場であることをしめすとともに、耆徳・老宿・宿望・年長という要素がそこでは最高の價值觀をもち、行爲の規範であることを意味している。ところが、かような要素は實は禮制的行爲の動機であるだけでなく、より現實的行爲においてもその規範として機能している。

王彌が反亂して洛陽に入城したときには、百官は殺戮されたが、劉暉は王彌の郷里の宿望だったので、難をまぬかれた（王彌は東萊の人、劉暉は東萊掖の人であった）。

〔『晉書』卷四十五劉毅傳附子暉傳〕

これがその例である。もっともこれもまた禮制的行爲のひとつの現象形態かもしれない。

ともあれ、かような要素を價值觀の頂點におく世界が「郷里」であると同様に、その世界の内部構造・秩序がその輪郭をうかびあがらせてくるであろう。耆徳・老宿・宿望・年長といった表現からくみとることのできる價值は、年齢であり、徳であり、望である。

このうち、年齢、とくに年長であることに價值をみいだすのは、いわゆる年齒的秩序がそこに存在することをしめして

いる。その年齒的秩序なるものは、當時の表現では、長幼の序である。それがさきにあげた晉宣王司馬懿の率先した行爲の規範であることを想起したい。また、つぎのような例もそれが「郷里」における基本的秩序原理とされていたことを示唆している。

丞相東曹掾の何夔が太祖にいうには、おもいますに、今後任用するものについては、かならず最初に郷閭でしらべて長幼が順序にしたがつていてそれとびこえることがないようにし、忠直・公實のものにたいしてその報賞をはつきりさせれば賢と不肖の區別がはつきりとなるでしょう、と。

〔三國志〕卷十二 魏書何夔傳

何夔が上表している、……考えてみますと、聖人が音楽をつくったのは、ただ單に耳や目をたのしませるためだけではないのであります。宗廟のなかで君臣がいっしょに樂をきけば和敬しないことがなく、郷里のなかで長幼がいっしょにきけば和順しないことがなく、閭閻のなかで父子がいっしょにきけば和親しないことがないというふうになせようとしたのであります。

〔隋書〕卷七十五 儒林何妥傳

ただし、その年齒的秩序は六朝期に獨自のものではけつしてない。それはまさしくふるき血縁共同體の社會の秩序原理であり、以後の社會の變質過程のなかでそれ自身次第に村落社會の本源の秩序原理としての位置を後退させつつあったとおもわれる。その意味では、六朝期においてはそれはもはや現實の村落としての郷・里における基本的秩序原理ではなく、「郷里」における秩序原理としてのみ存在し、もしくは存在するはずのものとして理解・認識されていたものとみられる。そこにこの年齒的秩序の六朝期における歴史性がある。

徳とはきわめて抽象化された概念である。しかし、その具體的表現をみいだすのはさほど困難なことではない。當時の人物評價の記事はしばしば類型的であり、たとえば「少くして單貧にして志行有りて、郷里の敬信する所となる」〔晉書〕卷七十八 張茂傳、「貧約にして自ら立ち、操行は郷里の稱うる所となる」〔宋書〕卷五十五 臧燾傳、「性方檢にして禮度有り、郷里、宗敬す」〔魏書〕卷四十五 裴駿傳、「家に居りては孝友にして、州里の稱うる所となる」〔周書〕卷四十四 席固傳、などと

いうように、ある行爲や人となりが郷里にて稱讃されるという體裁をとる。その稱讃の對象となるのは、志行、孝悌廉信、孝友、義、學問など多岐にわたるが、おおむね儒的行爲といえる。⁽¹³⁾ おそらく、これらがいわゆる徳の範疇にはいるものであり、それが稱讃をうける場が郷里である。してみると、「郷里」はかような價值觀に律せられた世界でもあるということになる。

いまひとつ、望もまた複雑な概念であるといえる。しかも、本稿が論じようとしている問題を象徴するものでもあるが、ここではつぎのような理解をのべるにとどめよう。望とは「郷里」の独自の價值觀が收斂したところに出現するもので、その價值觀の體現者とみなされる人物である。⁽¹⁴⁾

このようにみれば、「郷里」を律する内部構造の秩序原理がいかなるものかは容易に推測できよう。それはまさしく政治的論理、あるいは階級的經濟的論理を排除し克服した共同體的原理なのであり、それが律する「郷里」の世界はまさしく共同體的の世界としてあったとみなすことができる。くりかえすが、その意味でそれは非政治的、私的世界でありうる。

ところで、この「郷里」が對峙するところの政治的世界とはいかなる原理をもつ世界であるのか、それはいかなる様相で「郷里」と對立するのか。このことについてつぎの二話は示唆的である。

西晉の世、衛瓘は魏が創設した九品の制は臨時の制度であつて永遠不變のものではないと考え、古の郷學里選に復歸するほうがよいとして、太尉汝南王亮と上疏した。……それが創設されたはじめは、郷邑の清議は爵位には關係なくなされ、そこでの褒貶は人びとの行いをすすめはげますだけのものが十分あり、郷論の餘風がありました。しかし途中から次第に事情が悪化し、ついには官資をみて郷品を決定するようになって、天下の人びとの見方は官位につくのを貴び、そのため人びとは道德ある行爲をゆるがせにし、わずかな利益のために官位の高下をあらそい、風俗を傷つけることになってしまいました。その弊害はちいさくありません。

（『晉書』卷三十六衛瓘傳）

東晉のはじめのこと、祖納が梅陶に問いかけた。君の郷里では月旦評が行われているが、どうかね。梅陶が答えて、善行はほめら

れ、悪行はおとしめられるから、よき方法です。祖納がいう、しかし時世にとって利益にならないだろう。王隱がその場にいていう、尙書には三年たつて成績をしらべ、それを三度おこなつて官位の昇降や能力の多少をきめるといつているのに、どうしてひと月ごとに褒貶することができるんだい。梅陶がまた答える、それは官法であつて、月旦評は私法なのだ。

〔晉書〕卷六十二祖逖傳附兄納傳〕

これはいづれも郷論、すなわち郷里の輿論についての論議であるが、前者の主旨は郷論は本來爵位に關係なく、德行を價值觀の最上位にすえるものであつたのが、官資の介入があつて、そのあるべき姿をうしなつてしまつたということであり、後者もまた、郷論の代表的存在であつた月旦評があくまで私法であつて、考課という官僚世界の論理とは全然異質であることの主張である。とくに前者についていえば、九品中正制運用における郷論のかような變質についての主張はこのほかにもあるが、要は官位を最高の基準とする世界と、それを排除したところに成立する世界を對置させるのが基本的認識であり、そこに異質な秩序原理をもつたつの世界の峻別が、すくなくとも觀念上は成立していることをみることができよう。これについて、いまひとつ興味ぶかい逸話をあげよう。

西晉のころ、陳留郡は當時の大郡で、人士が多いといわれていた。琅邪の王澄がその郡境を通つたときのこと、陳留太守呂豫が下役人を派遣してかれを迎えさせた。王澄は郡内に入ると下役人に尋ねた、この郡の人士とは誰かね。下役人は答えた、蔡子尼⁽⁴⁾との江應元⁽⁵⁾どのがいらつしゃいます。ところが、この時陳留郡出身者で大官についているものが多かつたので、王澄はかれらの名をあげて尋ねた、甲や乙らは君の郡の出身ではないのかね。下役人は答える、左様でございます。王澄がいう、ではなぜあの二人だけをいつたのかね。下役人が答える、さきにはあなた様が人を尋ねたのであつて位を尋ねられたのではないと思ひましたので。王澄は笑つてそれで止め、郡城につくとその下役人のことばにふれて太守呂豫にいつた、この郡はふるくから風俗があるといわれてきたが、本當にそうでした。下役人でさえもこういうことを知っている。

〔晉書〕卷七十七蔡謨傳〕

ここにもまたさきにあげた二話と同様の趣旨がある。しかしさらに注目されるのは、それが風俗と表現されていることである。風俗ということばは衛瓘の上疏にもみられたが、このことばの意味するところは、右にみたような政治的世界と

非政治的世界の峻別と對置という意識が相當の範圍で普遍化しているということにちがいない。そしてその範圍についていえば、王澄はこのような認識が吏にまで浸透していることを風俗とみているのであるから、吏、そして吏の出身階層としての庶までをもふくむ範圍を想定することができる。しかしまた一方では、この認識がそこまで擴大することに王澄は一種の感動をうけているのであるから、本來この認識はより狹隘な世界のものであつたらうことも推測できる。

結論的にいえば、おそらく非政治的世界、つまり「郷里」の世界を政治的世界とは異質なもの、そしてあるべき世界として峻別し、この兩者を對置させるといふ認識は六朝社會の上層階層のあいだに醸成された觀念なのであるが、同時に上層階層にとつてはかれらの社會をこえてさらに擴大することを期待するようなものであつた。⁽¹⁴⁾ その意味では、「郷里」はまさに現にある世界ではなくて、あるべき世界、いわば觀念上の世界ともいいうる。

しかしながら、かような「郷里」の世界と現實の村落社會とのあいだには大なる斷層が存在する。なぜならば、六朝時代の村落社會たる郷・里はすでに本源的共同體の世界を脱却し、階級支配を内包する二次的共同體としてみずからを實現していたからである。その斷層は端的に表現すれば理念と現實の差、すなわちあるべき姿として觀念された世界と現にある世界との差である。

ではなにゆえにかかる斷層が発生し、かような觀念上の世界が出現したのであるうか。簡潔にいえば、それは一定の限界のために武斷的階級支配を貫徹しきれない豪族層と共同體志向をもつ廣汎な小農民の存在という漢末六朝期社會の歴史性とかかわる問題である。⁽¹⁷⁾ この共同體的世界としての觀念上の「郷里」は郷・里の小農民層内部に自然發生的に醸成されたものではなく、小農民層にこの世界の主體、構成員としての幻想をいだかせつつ、かれらをこの秩序のなかに包攝し、それによつてかれらに規制力をおよぼし、階級的支配を補完しようとするこの世界の現實的支配者すなわち豪族層の主導のもとに構築された觀念だといえる。いわゆる豪族共同體なるものももし存在したとすれば、それはこの觀念の母胎であり、かつそれはこの觀念によつて一層完結した世界となつたものとおもわれる。

「郷里」は、それ自體獨自の價值觀と秩序原理をもつ完結した共同體的世界であるべきものと觀念されていた。そして、そのあるべき姿が現實社會のありかたから乖離してゆくときに、それは觀念的世界へと昇華されていったのである。この觀念的世界としての「郷里」は皇帝を頂點とする政治的世界における價值觀や秩序原理とはまったく異質なそれによつて律せられる世界としてあつた。さらにいえば、それは現實世界の最高の政治權力としての皇帝權力の到達しえない地平にひらかれた世界であり、またそこでは皇帝權力が權威たりえなくなる世界であつたといえよう。

三 「郷里」の論理の意義

みてきたように、「郷里」は六朝社會におけるあらゆる行爲や意識を規定する一種の觀念形態としてあつたが、本稿の課題からいえば、つぎにはそれが政治的秩序、より限定していえば官僚體制においていかなる意義をもっていたのかを検討しなければならない。なぜなら、官僚體制こそ貴族制がもつとも顯著に現象する場であつたからである。

官人は「郷里」と密接不可分の關係にあつた。もつともその關係というのは、大土地所有者たる官人がその大土地經營の場である郷・里ととりむすぶ經濟的關係などではなく、すでにのべたようにきわめて抽象的かつ特異なものであることはいふまでもない。

柳芳の「世系論」(『新唐書』卷一百九十九儒學中柳沖傳、『全唐文』卷三百七十二)の議論によれば、漢の高祖以來、官がたつとばれ、魏の九品以後は姓がたつとばれ、姓をたつとぶ風潮はやがて氏族詐僞をうむまでになつたが、隋はその弊害をうけ、それを改革しようとしたものの弊害の根源をしらず、そのため古の方法に反して郷舉をやめ、本貫を輕視し、執事の官吏のみ重視するようにした。そのために、士には郷里がなくなり、村里には衣冠を被るものがいなくなり、人は廉恥を忘れ、士族が亂れて庶人が身分をこえておごりたかぶるようになった、という。この議論の趣旨にそえば、士が郷里との間の密着をうしなうことが士・庶という身分秩序の動搖を結果することになるのであり、そうであれば、士が郷里と不可

分に存在することが身分制上の士としてのありかたを維持する必須条件であるとせねばならない。この郷里が具體的な村落の意味での郷・里ではなく、まさに「郷里」であることはいうまでもない。このような士と「郷里」の關係のより具體的な例は、争亂の世に郷里をはなれ、運命をともしなかつたがために任官後も士名をあたえられず、終世それを氣にしつづけた三國魏の吳質（『三國志』卷二十一魏書王粲傳裴注）、榮達はしたもの、出身身分がひくいままであるので、士の仲間にくわわろうとして、州從事より出身したと籍を詐偽してまで郷里に名をしられようとした梁の鄧元起（『南史』卷四十九庾華傳）のばあいなどにみられる。⁽¹⁸⁾

このように、士にとって「郷里」は母胎であり、士が士でありうることを保證する唯一の根據であつた。と同時に、「郷里」の世界において、士はそのままその世界の指導者であり、支配者でありえた。「郷里」の世界の價值觀が收斂するところに存在するのが士であり、同時にその價值觀の強調が「郷里」における士の支配・君臨の正當性を強化することになつたのである。かくて、士にとって歸屬すべき「郷里」をもつことが社會的支配者身分としての士の前提であり、「郷里」からの遊離はその存在の根據を喪失することにはかならなかつた。⁽¹⁹⁾ 南朝の北人貴族にとっては、とりわけこのような意味で本貫が重視されたのである。

ところで、官僚社會のなかにあつて、このいわば「郷里」の論理のもつ意義はきわめて大なるものがあつた。いまい度、前節で引用した司馬懿と常林、曹爽と桓範、司馬昭と山濤、曹景宗と韋叡とのあいだにそれぞれみられた現象を想起してみよう。それらはすべて高官位にあるものが低官位にある同郷の年長・有徳・望なる人物に對して特別な敬意をほらい、禮的行爲をおこなうという點で共通していた。端的にいえば、それは「郷里」の論理による政治的秩序の超克である。つまり、官位の上下を主要な秩序原理とする政治的秩序に優先して「郷里」の秩序原理が機能しているのである。もっとも、これらの行爲がきわめて作爲的なものであり、それゆえ、まれな例に屬するものといえなくもない。しかしそうであればなおさら「郷里」の論理がかれらに主導された觀念形態としての色彩をこくもつことになり、またその作爲があ

えて意圖されるほど「郷里」の意味の重かったことがうかがわれるのである。

これらとは若干意味するところが異なるが、官僚と「郷里」秩序の關係を示唆する例をひとつあげてみよう。人口に膾炙した陶淵明の歸去來の辭にまつわる話である。

陶淵明が貧窮にせまられて仕官し、彭澤令になったときのこと、郡で督郵を派遣して縣の監察をおこなうことになったので、縣の役人が束帶して會見するように陶淵明にいったところ、かれは、わたしは五斗の米のために腰をまげてべこべこして郷里の小人につかえるなんてことはできないといい、縣令の印綬をはずして職を去ったのであった。

（『宋書』卷九十三隱逸陶潛傳）

あまりに有名な逸話であるが、興味ぶかいのはかれが職を辭してまでしてなぜ郷里の小人を嫌惡したのか、そのような嫌惡の対象になぜ郷里の小人はなったのかという點である。それはおそらくつぎのような事情によるものとおもわれる。督郵は當時郡管轄下の諸縣を監察することを職務とする郡官であつたが、大率その監察は峻酷で、しばしば縣の令長と摩擦をおこした。郡官は原則として本籍任であるが、督郵は位そのものはひくいたため本籍任ではあるが比較的低身分のものが就任していたようであり、位軽く權重いその特徴が縣令長との摩擦の原因でもあつた。この陶淵明のばあい、かれが縣令をつとめる彭澤縣は尋陽郡管下であるが、この尋陽郡の督郵もまた尋陽郡出身者であつたにちがいない。ところでもた、尋陽郡は陶淵明その人の本貫でもあつた。督郵は陶淵明にとってはまさに郷里の人物なのであつた。しかし例にもれずこの督郵の出身身分は陶淵明よりはるかにひくかったのであろう。小人とは君子と對置されることばであるが、身分制的意味をふくむときには士に對する庶人の意味になる。そのような郷里の小人に束帶して會見せねばならぬというのは、陶淵明にとってはかれが依據している「郷里」の秩序の逆轉であり、その政治權力への屈服を意味するであらう。かれがわざわざ郷里の小人を強調するのは、かような社會的身分秩序——「郷里」の世界の秩序——の問題が根底にあることをしめしているのである。

このように理解してよいならば、「郷里」の世界の秩序が官僚體制のなかで無視できぬものとなつていたとみななければ

ならない。そしてそれは本来あるべき官僚体制の構造原理、すなわち官位による秩序と皇帝一元の支配を歪曲し否定し、獨特な構造をもつ官僚体制を形成していったものと豫想できる。

さて、それではいわゆる政治的秩序の根源である皇帝權力と「郷里」との関連の問題をとりあげてみよう。

晉武帝司馬炎の若年のころ、高貴な人物の子であるということで郷品をあたえられるに際して郷里ではかれに匹敵する人物がみあたらず、州規模でさがして、司州十二郡の中正がみな鄭默を推舉した。やがて武帝が即位し、南郊の祀をおこなうために行幸したり、詔があつて鄭默を参乗させた。武帝はこのとき鄭默にこういった、卿はなぜ参乗させてもらったかわかるか。昔州里が卿をあげて朕と等輩としたが、朕はそのような清談にとりあげてもらつたことをつねに心苦しくおもっている、と。かくて政治のことをたずねたのであつた。

（『晉書』卷四十四鄭褒傳附子默傳）

陳代のこと、高祖陳霸先の第六子衡陽獻王昌があるとき吳興郡の太守に任命されたが、昌はまだ年若かつた。吳興郡は昌の、ひいては陳氏の郷里であり、父老・舊知の人びとには一定の身分秩序があつた。高祖は昌が年少で、かれらと應接するのに禮儀にもとるこがあるかもしれぬと心配し、それで蔡景歷を派遣してこれを輔佐させた。

（『陳書』卷十六蔡景歷傳）

陳の高祖は即位ののち、沈約の孫の吳興郡の沈衆がおなじ州里の知名の人物であるのではなはだかれを敬い重んじた。

（『陳書』卷十八沈衆傳）

この三話が共通して意味するところは、一言でいえば、最高の政治權力を體現しているはずの皇帝がなおその郷里での諸關係を捨象しきれていないこと、そして「郷里」の論理に規定されていることである。司馬炎と鄭默のばあいをみよう。即位後の武帝が一臣僚にすぎぬ鄭默にそれなりの敬意をはらうのは武帝自身がいうようにかつて二人が同時に郷論にとりあげられたからである。その司州の輿論で等輩とされた二人は、いわば「郷里」の秩序においては對等とみなされる。そしてその對等の關係は司馬炎の皇帝即位後、皇帝と臣僚という政治的な上下關係の出現後も維持されていたのである。このようにみれば、皇帝が「郷里」の論理につよく規定され、最高の政治權力としてのありかたを變型されていることがうかがえよう。陳の高祖とその子昌、および蔡景歷のばあいはさらに具體的である。陳高祖の出身地の吳興郡では

「父老故人、尊卑有數」という独自の内部秩序が維持されており、皇帝の第六子たる郡王ですらその秩序に乖逆することは許容されない。とともに皇帝ですらその秩序を自己の権力でもって克服するのではなく、その秩序を前提とし、それにひたすら順應しようとしているのである。つまりこの秩序は皇帝権力の到達しえない地平に存在するものであり、しかも皇帝すらもその「郷里」の一員としてはその秩序に包攝されざるをえないようなものとしてあったといえる。その意味では、「郷里」の論理は皇帝権力の絶対性を相対化する契機をもっている。

ここまでのべてくれば、もはや六朝の皇帝権力および官僚體制の歴史的特質、およびそれをうみだした「郷里」の論理の意義について贅辭をかさねる必要はあるまい。そしてまたかかる皇帝権力および官僚體制と密接な関連のもとにある六朝貴族制と「郷里」の關係もおのずと明瞭になったものとおもわれる。

貴族制のもっとも顯著な現象の場が官僚體制であることはしばしばのべた。より具體化していえば、官僚的形態をとる貴族が、本來の皇帝と官僚とのあるべき關係とは異なり、皇帝権力に對して相對的な自立性をつよく有しているというのがそのもっとも顯著な現象といえる。とりわけ貴族が王朝の交替を超越して高度の政治的地位と權力を保持しつづける點、および貴族を頂點におく強固な官僚社會の階層的秩序が構成されている點がその相對的自立性をつよく印象づけている。このようなことがなぜ可能なのか。それは皇帝すら包攝し、その權力を相対化してしまふ「郷里」の論理が皇帝・官僚間の君臣關係や官位の高下による官僚社會の秩序など皇帝權力を根源とするあらゆる秩序に一定の規制力をおよぼしているからである。より具體的にいえば、官僚として存在する貴族がその皇帝との關係を單に皇帝・官僚の關係としてとりむすぶのではなく、「郷里」秩序に内包されたもの同士の關係としてとりむすぶとき、官僚體制にそのような貴族制的現象が出現するのである。なぜなら、くりかえすが「郷里」の世界においては皇帝権力は權威たりえず、かえって士が權威であるからである。このようにして、「郷里」は官僚たる貴族にとっては、官僚としてそのもとに臣服すべき秩序原理の根據である皇帝権力に對して、それに匹敵しさらに克服しようとする秩序原理をつぎつけ、ついにはかれら自身單なる官

僚としてのありかたをこえることを可能とする根據としての意味をもっていたといふことができる。

むすびにかえて

これまで展開してきた議論の根底にある基本的な視點をまず確認しておこう。それは、六朝期の政治的社會的諸構造が内包する秩序原理には、皇帝權力をその根源とするいわば政治的秩序と皇帝權力とは無縁の場で成立する社會的秩序という異質な二種のそれがあり、その相互の對立と統一に六朝期政治的社會的構造の歴史的品格があるというものである。⁽²⁾

社會的秩序とは、一種の共同體的世界としてある「郷里」において、この世界独自の價值觀を基軸にして構築される秩序である。しかしながら、注意しておかねばならないのは、この「郷里」と在地村落の現實的構造には大なる落差のあることである。その落差は端的にいえばあるべき世界と現にある世界との差であるが、「郷里」においては現實の村落社會に貫徹している政治的經濟的論理は排除され、獨自の共同體的世界の論理による秩序が成立しているのである。そしてこのような「郷里」はまさに觀念の世界なのであり、村落社會支配をより完結したものにしようとする支配的階層によって醸成された六朝期固有の虚偽意識とみることができる。ともあれ、それゆえに社會的秩序とここでいうばあい、それは現實の村落社會におけるそれとなく、一種の觀念へと昇華された「郷里」世界におけるそれである。ここでは、したがって大土地所有者・豪族ではなく、土が正當な支配者である。

この「郷里」の論理は普遍的であり、最高の政治權力を有するはずの皇帝すらもその規制力から自由にはなれなかった。かかる「郷里」の秩序をみずからの存在の根據とした土が官僚社會を形成すると、皇帝權力の一元的支配が貫徹するはずの官僚社會が「郷里」の秩序によって歪曲されるのみでなく、皇帝權力さえもが唯一の秩序の根源としての地位を喪失し、その絶對的權力を相對化されてしまう。ここにはじめて貴族が單なる官僚としての存在をこえ、貴族たりうるのである。

かくて官僚たる貴族にとって、單なる官僚以上の存在であるために、皇帝權力と拮抗しうる秩序原理の根據としての「郷里」と關係をとりむすぶことは必要不可欠のことであった。しかしこの貴族と「郷里」の關係は大土地所有者とその經濟的基盤といった經濟的なもの、もしくは直接的なものではありえなかった。くりかえしのべたようにその關係は觀念的なものであり、抽象化されたものであったのである。極言すれば、貴族は在地村落社會との直接的——經濟的——關係をより抽象化したときにはじめて貴族たりうるのである。

ところで、すでにのべたように「郷里」は一種の觀念形態であるとし、それは當時の獨特の構造をもつ村落社會での支配の補完という目的で支配階層が醸成したものとする理解が本稿のひとつの基本的視點であり、そこにこの「郷里」の歴史性をみることができ。しかしながら、かような觀念形態が現實的力たりうる社會的状況はたして存在したろうか。ここで想起されるのが當時の普遍的關係としての同郷的結合である。この同郷的結合は廣汎な人間存在を結合せしめる紐帶として六朝社會に存在したとおもわれる。それは全社會的な規模をもつものであったろう。そして「郷里」世界の秩序もその同郷的結合の一部にすぎなかったのである。

漢末から六朝唐代にかけてはとりわけ郷土意識が昂揚した時期のようにおもわれる。そのことを示唆するひとつの歴史的現象はこの當時における地方志の類の盛行である。ここで地方志の類というのは、たとえば陳壽撰『益部耆舊傳』といった人物中心のものと、山謙之撰『南徐州記』といった地理書、あるいは宗懷撰『荊楚歲時記』などまでふくむ各地域の人物・地理・風俗についての書籍のことである。全國規模にわたってことをしるす書籍ではなく、州郡規模の書籍が急増するのは、撰者の見識がせまく、學問が末梢にわたるため（『隋書』卷三十三經籍志二史部）などではなく、各地域にあって郷土意識が生成し、普遍化していったためであるとおもわれる。このことにちなんで想起されるのは後漢末にあらわれた知識人論、とりわけ特定の地域との關係において知識人の優劣を論議する風潮である。それはたとえば孔融の『汝穎優劣論』、陳羣の『汝穎士論』に結實した汝南郡と潁川郡の比較などに典型的にみられるが、以後の例をひとつあげれば、す

でにふれた月旦評をめぐる祖納・王隱と梅陶・鍾雅の應酬の際、祖納が梅陶らにむかつていいはなつた「君汝、穎之士、利如錐、我幽、冀之士、鈍如槌、持我鈍槌、捶君利錐、皆當摧矣」ということはにもそれがうかがえる（『晉書』卷六十二祖納傳）。これは知識人たちのあいだに育まれた郷土意識のあらわれとみることができよう。そしてかような郷土意識は全社會的規模で普遍化した同郷的結合と無關係ではありえなかつたにちがいないし、それが「郷里」を培養した社會的状況にほかならなかつたのである。かかる理解にたつときにはじめて貴族制は眞の意味での歴史性を獲得しうるのではなからうか。

註

- (1) 谷川道雄「六朝貴族制社會の史的 성격と律令體制への展開」『社會經濟史學』三一―一五、のち『中國中世社會と共同體』に收録。谷川氏のこの鋭利な分析によって問題の所在とその追求の方向性が明示され自覺されるようになったといつても過言ではない。

- (2) 同右谷川論文。

- (3) 「シナ中世貴族政治の成立について」『史林』三三―四、「貴族制社會と孫吳政權下の江南」『中國中世史研究』一九七〇、「貴族制社會の成立」『岩波講座世界歴史』一九七〇など一連の研究を参照。

- (4) 「九品中正制度の成立をめぐる」『東洋文化研究所紀要』四五。

- (5) 註(3)(4)参照。川勝氏のいわゆる「郷論環節の重層構造」は「貴族制社會と孫吳政權下の江南」で詳説されている。

- (6) 川勝・谷川・堀三氏の郷里社會に關する理解にはかなりの差異がある。それゆえこのような單純な位置づけをすることは誤

解をまねく懼れがあるが、現實の社會としての郷黨と貴族との關係が發想の基本にあるという點で一括することは許容されるとおもわれる。

- (7) 以下の事例はいわゆる史料を翻譯して引用する。ただし、翻譯はかならずしも直譯でなく、かなりな意譯と省略をおこなつた部分がすくなくない。本來なら本文もしくは註に原文を引用するべきところであるが、紙幅の都合上、それも斷念した。不審のところは原文について檢證されることを願いたい。

- (8) このほか一、二の典型的な例をひいておく。

(張) 楊及部曲諸將皆受(李) 催(郭) 汜購募、共圖布、布聞之、謂楊曰、布、卿州里也、卿殺布、於卿弱、不如買布、可極得汜催爵寵、楊於是外許汜催、內實保護布、

(『三國志』卷七魏書呂布傳注引『英雄記』) 太祖曾問南州人於袁、袁與盧溥州里、數談薦之、

及(侯) 景平、高祖以文阿州里、表爲原鄉令、監江陰郡、

- (9) 『陳書』卷三十三儒林沈文阿傳)
同趣旨のことはつぎの例からいえる。

(文) 欽性剛暴無禮、所在倨傲陵上、不奉官法、……王濛奏
欽貪殘、不宜撫邊、求免官治罪、由是徵欽還、曹爽以欽鄉
里、厚養待之、不治欽事、

(『三國志』卷二十八魏書母丘儉傳注引『魏書』)

- (10) 『北堂書鈔』卷六十引『王隱晉書』は鄉曲を鄉親につくる。
漢末、北海相孔融が黃巾軍に包圍されたときのこと、

融欲告急平原相劉備、城中人無由得出、慈自請求行、……遂
到平原、說備曰、慈東萊之鄙人也、與孔北海親非骨肉、比非
鄉黨、特以名志相好、有分災共患之義、

(『三國志』卷四十九吳書太史慈傳)

という話がのこされている。これによれば骨肉すなわち血縁關
係と鄉黨すなわち地縁關係が對置されるものであるとともに、
當時における人間間のもっとも基本的な關係であることがあき
らかである。なおまた、つぎの記事によって同郷の關係がいわ
ゆる君臣關係に匹敵するほどのものとされていたこともしられ
よう。

(大統)十三年、侯景據河南來附、仍請兵爲援、太祖先遣韋
法保賀蘭願德等帥衆助之、悅言於太祖曰、侯景之於高歡、始
則篤鄉黨之情、末乃定君臣之契、位居上將、職重台司、論其
分義、有同魚水、

(『周書』卷三十三王悅傳)

しかも鄉黨の情と君臣の契を兼備した高歡と侯景の關係が魚水
のごとくでありうるのは、それが本來相矛盾する關係を統一し
ているからだと理解できる。とすれば、まさに郷里の關係は君

臣關係と對立するものであるといえる。

- (12) 同縣のばあい——沛國譙人曹爽・文欽(『三國志』卷二十八
魏書母丘儉傳注引『魏書』)、河内溫人司馬懿・常林(『三國志』
卷二十三魏書常林傳)。同郡のばあい——河内溫人司馬昭・河
内懷人山濤(『晉書』卷四十三山濤傳)、吳興長城人陳霸先・吳
興武康人沈文阿(『陳書』卷三十三儒林沈文阿傳)。郡をこえる
ばあい——代武川人宇文泰・雲中人獨孤信(『周書』卷十六獨
孤信傳)、上谷涿陽人張弼・范陽涿人盧溥(『魏書』卷二十四張
弼傳)、盧江灤人何充・吳郡吳人顧衆(『晉書』卷七十六顧衆
傳)。なお、嚴密な區分はないようであるが、同郡程度までは
郷里、郡をこえるときには州里と同郷の表現を使い分けている
ようにもおもわれる。なお、たとえば、

(何)充以(顧)衆州里宿望、每優遇之、

(『晉書』卷七十六顧衆傳)

というとき、「何充は顧衆が顧自身の州里における宿望なの
で」ととれないこともないが、その顧衆自身の州里には何充が
ふくまれるとみる方が自然であるから、このような使い方をす
る州里は同郷の意味であるとみてよいであろう。

- (13) このような例は枚舉にいとまないゆえ、典據の例示を省略す
る。

(14) 望については、川勝義雄氏、越智重明氏、安田二郎氏などが
それぞれ獨自の見解をのべておられるが、本稿ではこれ以上の
詳細な検討はさけ、機會をあらためて考察したいと考えてい
る。なお、註(13)拙稿二節補註三参照。

- (15) 『晉書』卷四十五劉毅傳、卷四十六李重傳などにも類似の議

論があるが、その主題はこの衛瓘の主張と共通するものがある。

(16) ちなみに風俗ということばには、

風謂政教所施、故曰、上以風化下、又云、風以動之、是也、
俗謂民所承襲、故曰、君子行禮、不求變俗、是也、

(《周禮》夏官方氏賈疏)

という唐の賈公彦のことばにあるように、上からの教化によって出現するものという含みがあるが、この意味が六朝に通じるとすると、かような状況を風俗と表現する衛瓘と王澄の發言はいよいよその意味するところが大きいとおもわれる。つまり、それはまさしくかれらが主導するところのイデオロギーであったのである。

(17) 川勝義雄氏のつぎのような指摘を想起したい(『貴族制社會の成立』)。「つまり後漢末期の華北には、里共同體を基礎とする郷邑社會の發展によって、一方ではそのなから豪族の力が大きく伸張し、いわゆる豪族の領土化傾向が里共同體に階層分化をひきおこしながら、これをつきくずしつつあるという状況と、同時に他方では、小農民の力もまた成長し、強い自立性をもつ農民層がかなりの程度に廣範圍に成熟して、共同體的秩序を維持しようとしていた状況と、この相矛盾する二つの状況がからみあっていたと考えねばならない。」

(18) この吳質・鄧元起の例の詳細については拙稿「士庶區別」小論——南朝貴族制への一視點——(『史學雜誌』八八一—二)参照。

(19) ちなみにいえば、郷里との關係のありかたはある人物の人格

をはかる指標でもあった。侯景が梁に降伏をもとめたとき、これを受納しようとした梁武にその信のおけないことを力説した蕭介は、侯景が「葉郷國如脫屣、背君親如遺芥」というような人物であるとのべている(『梁書』卷四十一蕭介傳)。郷里をこのようにすてざるところにその人間性がうかがわれるというのであるが、郷里との密接な關係が當時いかに重視されたかをみることができよう。

(20) 嚴耕望『中國地方行政制度史』上編三(臺北、一九六三)參照。

(21) このような視點については前掲拙稿「士庶區別」小論——南朝貴族制への一視點——でも若干の論議を展開しているので參照されたい。

(22) 青山定雄「六朝時代に於ける地方誌編纂の沿革」(『池内博士還曆記念東洋史論叢』一九四〇)、吉川啓爾「南北朝・隋時代に於ける地誌編纂の發達について」(『立正大學論叢』九)等參照。なお、青山定雄「六朝時代の地方誌について」(『東方學報』東京二—三、一三一—)には百十一種の地方誌がとりあげられている。

(23) 勝村哲也「後漢における知識人の地方差と自律性」(『中國中世史研究』)參照。

〔補註〕なお、州里を同じうする、同郷であるという問題について、本稿と視點は異なるが、矢野主稅氏が「東晉における南北人對立問題——その政治的考察——」(『東洋史研究』二六—三)、「東晉における南北人對立問題——その社會的考察——」

『史學雜誌』七七—一〇〇で詳細な言及をしておられるので、あわせて参照されたい。

また、本稿でたちいった考察をする餘裕がなかったが、現實世界としての郷里社會の内部構造に關しては、西嶋定生氏の年齒的秩序、谷川道雄氏の主導される共同體論など重要な論點が存在する。このような論點をふくめ、村落社會の内部構造について、その漢六朝期にかけての歴史性の解明をまっしてはじめて本稿でいう「郷里」の性格がより明確になるはずである。それ

を今後の課題としたいとおもう。

〔付記〕 本稿は、一九八一年七月一九日の中國中世史研究會（於京大會館）における報告「六朝時代の『郷里』について」をもとにしたものである。川勝義雄、谷川道雄兩先生をはじめ、當日出席されて貴重な意見をおよせくださった諸先生方に末尾ながら感謝の意をあらわしておきたい。

THE *XIANGLI* 鄉里 CONCEPT : IDEOLOGY OF ARISTOCRATIC SOCIETY IN THE SIX DYNASTIES

NAKAMURA Keiji

This essay will investigate the essential nature of the system of the Six Dynasties aristocracy through an analysis of the conceptual relationship between the aristocracy and the *xiangli* society.

During the Six Dynasties period, the conception of a *xiangli* formulated within the consciousness of people was not of a village, but rather of a much broader area. In this *xiangli*, a characteristic communal order existed. And between the members of this *xiangli*, a kind of communal relationship was evident. Such relationships and such an order differed completely from the hierarchical order headed by the authority of emperors who were the rulers of the real world.

In this *xiangli*, those who justified the existence of the rulers were the so-called *shi* 士. The *shi* therefore always maintained an intimate relationship with the *xiangli*. But this relationship, rather than being pragmatic, represented a highly idealized concept instead.

The hierarchical order of this *xiangli*, which places the *shi* at the apex, was established then in this manner once the *shi* had participated in a society of officials as an official. Thus, while there was a conflict between the order headed by the authority of the emperor and the order headed by the *shi*, the two could also exist together within a society of officials. In most cases, the latter situation prevailed. It was at such a time that officials who went beyond being officers of an emperor—namely, aristocratic officials—appeared. This is the essential nature of the Six Dynasties aristocracy.